

大和町国土強靭化地域計画

令和3年3月

大 和 町

<目次>

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2
4 本計画の対象想定被害	3
第2章 脆弱性評価	4
1 脆弱性評価の考え方	4
2 想定するリスクの設定	4
3 基本理念	5
4 基本目標	5
5 事前に備えるべき目標	5
6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	6
7 施策分野	8
8 脆弱性評価の結果	9
第3章 国土強靭化施策の推進方針	10
1 施策分野別推進方針	10
2 施策分野別指標	26
第4章 計画の推進	27
1 計画の遂行	27
2 P D C Aサイクルによる計画の見直し	27
資料編	29
別紙1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果	30
別紙2 施策分野別の脆弱性評価結果	41
別紙3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針	45
別紙4 国土強靭化個別の事業	56

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震によりマグニチュード9.0を観測した巨大地震で沿岸部では大津波により多大な人命を奪い、家屋の消失など甚大な被害をもたらした。本町でもこれまで観測した最大の地震となつたが、宮城県沖地震は、少し深い位置のプレート間地震でマグニチュード7.5クラスの地震が繰り返し生じている。

太平洋沖地震のようなマグニチュード8を超える海溝型巨大地震は7回ほど記録されており、大和町の震度は3.1～4.0程度と考えられる。また、陸地に近い宮城県沖を震源とするマグニチュード7.4～マグニチュード7.5クラスの過去7つの地震では、大和町での震度が3.9～4.5程度と推定されている。

本町では、東北地方太平洋沖地震による死者4名、負傷者7名、住家の全壊41棟、大規模半壊41棟、半壊226棟が地震による災害としては過去最大の被害となっている。

また、町を東流する吉田川は過去にたびたび氾濫を起こし、特に平成27年9月関東・東北豪雨では、吉田川等が氾濫し、床上浸水が78棟、床下浸水104棟を始め、土木施設被害、農業被害が甚大であった。

国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定され、また、施行後5年の進捗評価を行うとともに、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成30年12月に計画を見直し、その歩みの加速化・深化を図っている。

また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる（第13条）」とされた。本町では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきているが、さらなる強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的な取組を展開するため、基本法に基づく本町の国土強靱化地域計画を策定するものである。

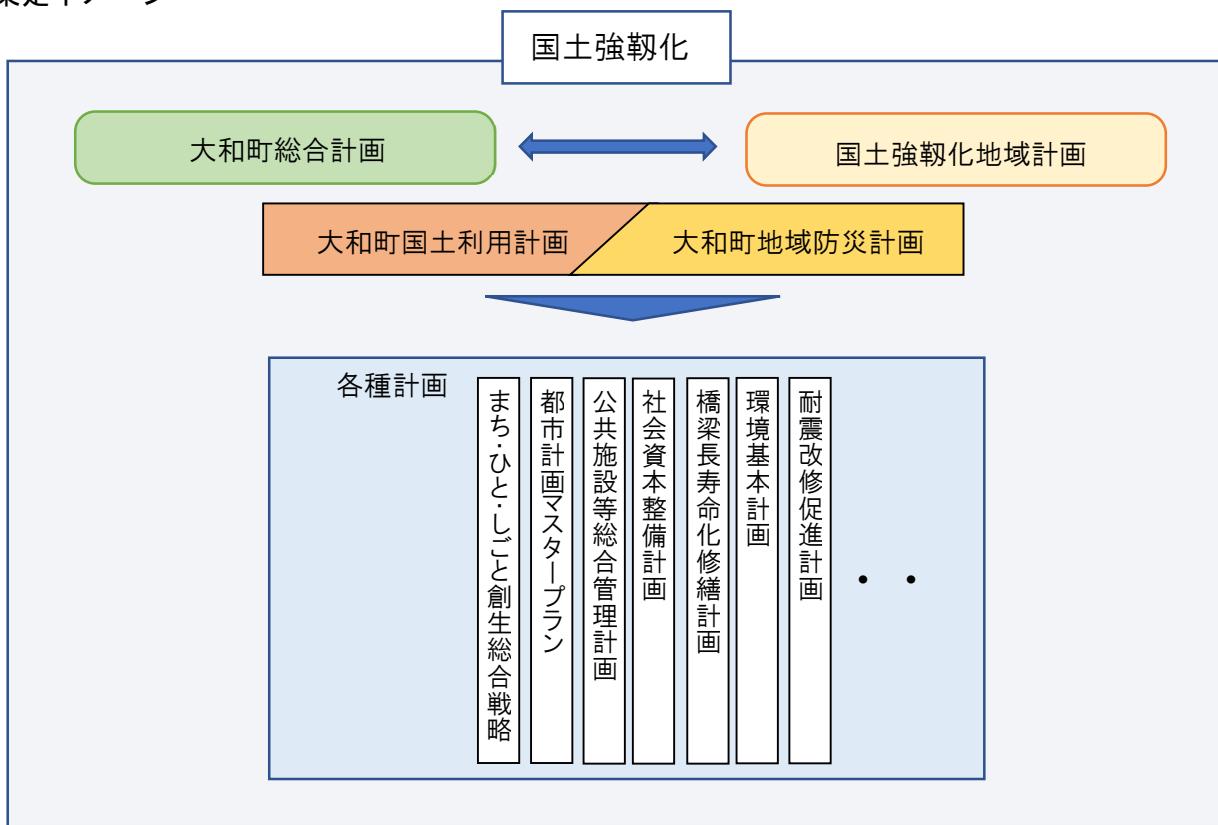
2 計画の位置付け

1) 総合計画その他各種計画等との関係

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として、「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」に即して策定するものである。

また、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を防ぐことが目的のため、大和町総合計画との整合を図りながら、想定する自然災害等の発災前の様々な分野の計画等の指針となるものである。

■策定イメージ



2) 国基本計画及び県地域計画との関係

本計画は、国が策定する国土強靭化基本計画及び県が策定する宮城県国土強靭化地域計画との整合した計画策定が求められていることから、本町の国土強靭化地域計画では、国及び県計画と調和した計画策定を行うこととする。

3 計画期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。そのうち、令和3年度～令和7年度を前期、令和8年度～令和12年度を後期の期間とする。

4 本計画の対象想定被害

国土強靭化基本計画、宮城県国土強靭化地域計画では、自然災害がひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ「大規模自然災害全般」を想定している。本計画においても本町の過去の災害履歴等をもとに、震災、風水害など、大規模自然災害全般を想定災害とする。

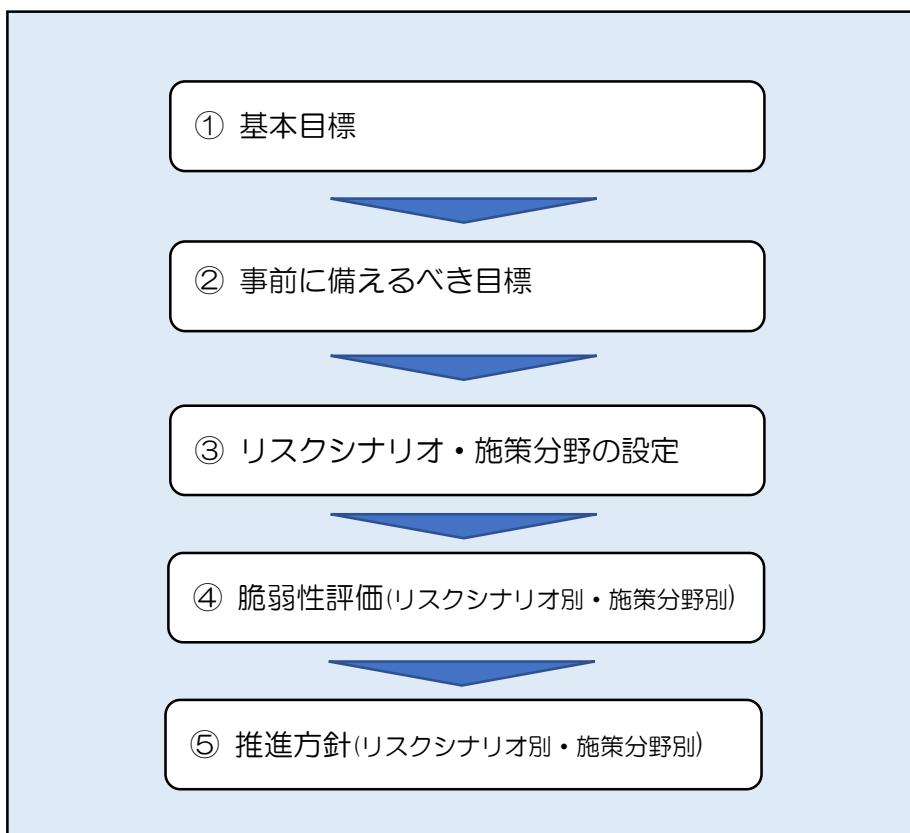
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を避けるために、どのような施策を実施しているか、実施している施策は十分かについて、プログラムごとに施策分野ごとに評価するものである。

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靭化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靭化基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針を示している。

本計画の策定においても、国及び県が実施した脆弱性評価を踏まえ、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靭化のための推進方針を策定する。



2 想定するリスクの設定

本計画で想定するリスクは、本計画の対象想定災害としている大規模自然災害全般とする。

3 基本理念

大和町における国土強靭化は、大規模自然災害等に備え、地域特性や実績を踏まえて最悪の事態を念頭に、防災分野に限らず町政の総合的な対応を長期的な展望に立って推進する。

4 基本目標

国土強靭化の理念を踏まえ、本計画の基本目標を以下のとおり設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること
- ④ 被災後に迅速な復旧・復興の推進

5 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、国、県計画との整合を図り、次の8点を「事前に備えるべき目標」とする。

- ① 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる。
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる。
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する。
- ⑤ 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない。
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国土強靭化基本計画」及び「宮城県国土強靭化地域計画」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本に、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、以下のとおり「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）」を設定する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	町内全域にわたる大地震等による多数の死者・行方不明者の発生
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水
	1-4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防、医療機関等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報伝達の不備や停止等による被害の拡大
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
	5-2	工業団地・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	高速道路、幹線道路等基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
	8-4	被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態		

7 施策分野

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靭化に関する施策分野については、国の国土強靭化基本計画における施策分野を参考に、本町の実情を踏まえ、次のとおり設定する。

【個別施策分野】

- (1) 行政機能
- (2) 住宅・都市
- (3) 保健医療福祉
- (4) 環境
- (5) 産業
- (6) 交通・物流
- (7) 町土保全
- (8) 土地利用

【横断的施策分野】

- (9) 老朽化対策
- (10) リスクコミュニケーション

8 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」別の脆弱性評価結果は資料編の別紙1、施策分野別の脆弱性評価結果は資料編の別紙2のとおりである。

第3章 国土強靭化施策の推進方針

第2章における脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における国土強靭化に関する施策について、施策分野別の推進方針を以下のとおりとする。

なお、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針は、別紙3のとおりである。

1 施策分野別推進方針

（1）行政機能

① 地域住民等に対する通信手段の整備

- 災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、テレビ共同受信施設、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、レアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ホームページ、公式SNS、メール配信サービス及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

② 関係機関との連携

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、他の地方公共団体等と相互に広域応援体制の整備充実を図る。
- 緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実を図る。
- 応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、町民を災害から守るための活動拠点として機能する地域防災拠点の整備を推進する。
- 地域防災拠点については、運営マニュアル整備のほか、防災資機材や、その保管のための倉庫を整備する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 複合災害時に備え、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて対応計画の見直しに努める。
- 発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

③ 災害時の物流対策

- 大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、最低限必要な食料を町内各地区での備蓄体制を整えるとともに、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。
- 応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会など関係業界や町内の大型店舗等と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。
- 災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、平時から十分に調整する。
- 被災者に物資を迅速かつ確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。
- 支援物資等を取り扱う町内業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を検討し、備蓄困難な資機材が迅速に確保できるように努める。
- スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

④ 災害対応体制整備

- 大規模地震災害時等に、災害対応本部自体が被災した場合や、災害対応の業務量と時間的制約等により、町だけでは、災害応急対策の実施が困難となる場合がある。そのため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力を得るため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。
- 消防においては、緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実を図る。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、町民を災害から守るための活動拠点として機能する広域防災拠点及び圏域防災拠点の整備を推進する。
- 被災していない地域の機関等との協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時において、大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
- 本町の地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

⑤ 業務継続性の確保

- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCP（業務継続計画）の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- 町及び防災関係機関の連携を平時より密にして、災害時における緊急情報連絡を確保する体制を構築する。
- 役場庁舎、警察施設、消防施設などの危機管理に対応すべき施設の活動を円滑に進めるために、無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図るとともに、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多重ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 町の防災拠点では、商用電源の供給停止に備えて、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。

⑥ 情報通信体制の整備

- 「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」を運用し、地震、風水害、土砂災害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、県、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、県、消防本部等が各種被害情報を「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」に直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。
- 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化を高め、伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システムの運用を行う。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、レアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ホームページ、公式SNS、メール配信サービス及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。
- 国庫補助事業の活用などを通じてブロードバンド環境の整備の充実を図り、非常時の連絡網の高度化を推進する。
- 町内山間部等の電波の不感地域については、緊急時の連絡に支障とならないように、携帯電話事業者に不感地域の解消を働きかけるとともに、県の協力のもと国庫補助事業を活用して、円滑に改善を図るように促進する。

⑦ 産業施設の防災対策

- 町内企業の施設において、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について指導を行い、地震・風水害等の対策と防災教育の推進を図る。
- 各施設の被害を最小限に食い止めるため、大規模地震等の災害時に、個々の製造業の危険物等や施設の老朽化等の問題箇所について、消防当局等と連携した調査把握に努め、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。

○複合災害時に備え、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）を強化する。

○製造業等の企業と、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、発生の可能性が高い複合災害を想定し、大栄会・栄和会等各団地組織と連携し、様々な事態に柔軟に対応出来る体制を整える。

⑧ 上下水道の耐震化等

○強靭な水道施設を構築するため、管路及び基幹施設等の耐震化や、バックアップ施設の整備を推進する。

○水道施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎える施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、財源確保を図りながら、計画的な更新を行う。

○水道施設について計画的な老朽化対策を検討し、国庫補助事業等を活用して、施設の耐震化対策や老朽管の入れ替えを推進する。

○災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設及び浄化槽施設の耐震化対策やストックマネジメント対策を推進し、管理施設の多重化等を検討する。

○農業集落排水施設については、早期の公共下水道事業編入を行い、処理施設を廃止する。

○戸別合併処理浄化槽について、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう所要の対策を講ずるとともに、機能診断や適時・適切な修繕などによる長寿命化を推進する。

⑨ 災害廃棄物等への対応

○大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定・用地の確保や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取り組みを進める。

○県の指導のもと、一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画、災害廃棄物処理基本計画等を策定し、併せて、広域行政事務組合など関係機関と協議・連携を図り、町の平時はもとより、災害時の廃棄物処理の方針について、あらかじめ計画する。

○被災した建築物の解体にあたり、アスベスト等の有害物質の飛散に注意するよう、町民への周知を図る。また、併せて飛散に対応した方策について検討する。

⑩ 復旧・復興を担う人材の確保

○大規模災害において重要な復旧・復興活動に向けて、人材の確保、仮設住宅設置に向けた用地の確保、資材の調達等についての計画を検討する。

○平時から、非常時に資材や食料等物資の供給が可能な大規模店舗等の民間企業との協定を締結するなどの協力体制の構築に努める。

○ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアの育成などを行うとともに、ボランティアの受け入れ拠点の形成や、全国からの救援物資の受け入れ体制の構築に努める。

○大規模災害時の救援隊の待機場所や応急仮設住宅の用地など、災害時に必要となる公有地等の候補をあらかじめ候補地として位置づける。

⑪ 住宅対策

- 大規模災害時に、県又は町が必要な応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備を速やかに進めるために、利用可能な公有地等を平時から候補地として位置づけを検討する。
- 応急仮設住宅の確保に向けて、県と（一社）プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」や地域防災計画に基づき、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備プログラムを検討する。

（2）住宅・都市

① 住宅の耐震化等

- 旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性を周知するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業などを推進する。
- 高齢者のみの住宅や障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。
- 吉岡市街地など優先的に耐震化を促進するため、対象木造戸建住宅の台帳を整備し、普及啓発に活用するとともに、耐震化の状況把握を行う。
- 危険ブロック塀の除去の必要性を周知するとともに、ブロック塀除却事業を推進する。

② 多数の者が利用する建築物の耐震化等（多数の死者・行方不明者の発生）

- 公共建築物の耐震診断・耐震改修の有無等の台帳整備を推進し、公共施設長寿命化計画（令和2年3月）等による改修を踏まえて計画的な耐震改修を行う。
- 民間建築物について、耐震診断、耐震改修の必要性を、広報や町のホームページを活用して、普及啓発に努める。
- 建築確認の主体となる特定行政庁（県知事）と連携して、特殊建築物、建築設備等の定期調査の実施とその調査結果の報告について、引き続き通知等により所有者等への周知を図るとともに、防災避難に関して特に危険性のある建築物に対し、改善指導を行う。
- 公共施設の老朽化に伴う劣化箇所を改修し、安全性の向上に努める。
- 公営住宅については長寿命化対策やライフサイクルコストの縮減を進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業などを推進する。

③ 学校の耐震化等

- 町立学校施設について

　学校施設の老朽化に伴い長寿命化または建替等について計画的に取り組む。

- 幼稚園等私立の園舎等の耐震安全性について

　幼稚園、保育所等の建築物で将来的に老朽化に伴い、長寿命化または建替等について計画的に取り組むよう周知していくとともに、必要に応じて補助制度等の適用可能性を紹介し、適切な維持管理運営を行うよう促していく。

④ 総合防災情報システムの機能拡充

- 自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。

⑤ 下水道等の整備等

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化やストックマネジメント対策等を推進し、管理施設の多重化等を検討する。
- 農業集落排水については、早期の公共下水道事業編入を行い、処理施設を廃止する。
- 外水による氾濫を防止するため、河川堤防等の増強が必要である。併せて内水による氾濫防止として、雨水施設における排水系統の検討及び水路の勾配修正や流下能力向上を検討する。
- 豪雨等による水害リスクの軽減を目的とする下水道、河川等への雨水の流入抑制対策を行う。

⑥ エネルギー関連施設の耐震化等

- 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や県民生活への影響を軽減できるように、国、県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。
- 都市ガス施設等について、ポリエチレン管（PE管）等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう促す。

（3）保健医療福祉

① 公園の長寿命化等

- 災害時に避難場所となる公園については、週1～2日の巡回点検や月1回の日常点検、年1回の劣化点検、2年に1回の規準点検を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の長寿命化を図る。
- 日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。老朽化した遊具の更新においては、利用者ニーズを把握し、施設更新を行う。
- 指定管理者による管理状況を把握し、施設の安全性を確保するとともに長寿命化対策を図る。
- 長寿命化計画の策定を検討する。

② 保健医療

- 災害時に本町から重篤救急患者を搬送して救命医療を行う高度医療へつなぐため、傷病者等を町内から町外へ搬出する広域搬送を行う対応等の体制を構築するよう黒川消防及び黒川医師会に働きかける。
- 町内医療機関について、災害時の医療機関相互の情報網を整備するとともに、BCP（業務継続計画）・防災マニュアルの作成を推進するよう黒川医師会に働きかける。
- 災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連動させるために塩釜保健所黒川支所（仙台保健福祉事務所黒川支所：富谷市ひより台）に設置される「地域災害医療連絡会議」と本町の実情に合った連携体制を効率的なシステムとして構築する。

③ 衛生対策

- 災害時において、新型コロナウイルスなどの感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- 避難者の感染予防を促進するため、マスク、手指消毒用の石鹼や消毒液、手拭き用紙等を避難所備蓄するように準備を推進する。
- 避難所での感染予防に配慮するため、避難所の密な環境を避けるため室内テントなどの備品を整えるとともに、密にならないように、避難先の分散など、平時から収容の計画を検討する。
- 大型廃棄物の集約場所では、運び込まれた廃棄物等が雨ざらしとなって、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じる可能性があることから、防疫活動に万全を期すように取り組む。
- 災害時に黒川浄斎場の受け入れ能力を超える場合を想定して、近隣自治体などと連携した広域火葬を実施する体制の確保等を進める。

④ 被災者支援策

- 災害時の高齢者、障害者等の災害要支援者の支援に向けて、関係団体や福祉施設等とともに、防災対策マニュアルの作成に取り組む。
- 高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。
- 災害時に速やかに支援活動ができるよう、災害時要支援者名簿の整備や個別計画の策定を支援する。
- 災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう関係団体とともにボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。

(4) 環境

① 衛生対策（再掲）

P 16 (3) ③参照

② 上下水道の耐震化等（再掲）

P 13 (1) ⑧参照

③ 有害物質対策

- 町では、県担当課及び保健所と連携の上、該当施設を把握する。
- 県（保健所）において、災害時に毒物・劇物が散乱しないように、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導すること、また、該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会の下に組織化するよう働きかけることを県に要請する。

○災害時は、県など関係機関と連携の上、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図るとともに、県毒劇物協会において災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤、防毒器具）を確立できるように県への支援を要請する。

④ 災害廃棄物等への対応（再掲）

P 1 3 (1) ⑨参照

⑤ 復旧・復興を担う人材の確保

○大規模災害において重要な復旧・復興活動に向けて、人材の確保、仮設住宅設置に向けた用地の確保、資材の調達等についての計画を検討する。

○平時から、非常時に資材や食料供給が可能な大規模店舗等の民間企業との協定を締結するなどの協力体制の構築に努める。

○ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアの育成などを行うとともに、ボランティアの受け入れ拠点の形成や、全国からの救援物資の受け入れ体制の構築に努める。

○大規模災害時の救援隊の待機場所や応急仮設住宅の用地など、災害時に必要となる公有地等の候補をあらかじめ候補地として位置づける。

(5) 産業

① 町内企業のB C P策定促進

○町内企業等のB C P（業務継続計画）策定状況等を調査、把握するとともに、県で商工団体等と連携して策定した「みやぎ企業B C P策定ガイドライン」等を活用し、町内企業等のB C P（業務継続計画）策定に向けて支援に努める。

② 産業施設の防災対策（再掲）

P 1 2 (1) ⑦参照

③ 農林水産業基盤の保全

○農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。

○災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。

○ビニールハウス等の生産基盤施設については、台風等による暴風雨による被害対策として、事前の予防方策について、指導、支援に努める。

○過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図り、耕作放棄地の拡大の軽減化を進める。

○農村部の交流人口の増加に向けた取り組み及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。

④ 上下水道の耐震化等（再掲）

P 1 3 (1) ⑧参照

⑤ 農地・森林等の荒廃対策

○農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。

○災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。

○ビニールハウス等の生産基盤施設については、台風等による暴風雨による被害対策として、事前の予防方策について、指導、支援に努める。

○過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図り、耕作放棄地の拡大の軽減化を進める。

○農村部の交流人口の増加に向けた取り組み及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。

(6) 交通・物流

① 災害時の物流対策（再掲）

P 1 1 (1) ③参照

② 災害対応体制整備

○大規模地震災害時等に、災害対応本部自体が被災した場合や、災害対応の業務量と時間的制約等により、町だけでは、災害応急対策の実施が困難となる場合がある。そのため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力を得るため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。

○消防においては、緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実を図る。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

○大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、町民を災害から守るための活動拠点として機能する広域防災拠点及び圏域防災拠点の整備を推進する。

○被災していない地域の機関等との協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時において、大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。

-
- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
 - 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
 - 本町の地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

③ 帰宅困難者対策

- 交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。
- 道路等が土砂崩れや洪水等の災害により、通行不能となった場合に備えて、代替道路の確保について、あらかじめ検討を行うように努める。
- 企業等に災害発生の帰宅困難者対策として、物資・食糧等の備蓄等の対策を講ずるよう推進する。

④ 交通基盤の維持等

- 大規模地震など広域的な災害時には、東北自動車道、国道4号、国道457号のほか主要県道などの町内の幹線道路網は、防災・減災機能を強化した物流基盤の確保や町内各方面との連絡機能として重要な役割を担うことから交通インフラの確保に努める。
- 地震直後の道路網寸断による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等が必要となる箇所について調査を進め、緊急性が高い箇所から優先順位を設定して、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 町内各地区を結ぶなど重要な生活道路については、幅員狭い区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。
- 災害が発生した場合における幹線道路の道路利用者に情報提供を円滑に行うため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進することや、緊急交通路等の重要道路に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備について、国県道等の道路管理者に要望する。
- 国、県道の道路管理者と協議会の設置等による相互連携のもと、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等についての計画の立案を進めるとともに、発災時に必要な人員、資機材等を確保するため、民間団体等との協定等の締結に努める。
- 町道等の迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を把握、道路管理者間で共有し、発災時に道路網として有効に活用する。
- 発災時に、隣接する市町村と連携して、遮断された通行止め道路を迂回するなどによる暫定的な広域的路網の構築に向けて、事前に調整し、準備に努める。

⑤ 災害時交通機能の確保等

- 災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、既存の国道4号に並行する県道大衡仙台線の整備促進を県に働きかける。
-

-
- 地震直後の道路網寸断による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について順次、防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
 - 町内各地区を結ぶ重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する道路整備を推進する。
 - 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。
 - 災害が発生した場合における幹線道路の道路利用者に情報提供を円滑に行うため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進することや、緊急交通路等の重要道路に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備について、国県道等の道路管理者に要望する。

(7) 町土保全

① 災害に強いまちづくりの構築

- 東日本大震災による被害や吉田川等の越水・溢水、氾濫による市街地や農地の浸水被害に対応して、河川管理者による河川改修・整備に並行して、市街地や農地の災害に強い対応能力を高めるため、遊水機能の確保や排水機能の向上など防災施設の整備を推進する。
- 山間部の土石流、急傾斜崩壊、地すべりなどの急傾斜崩壊危険区域では、幹線町道沿いや人家に近いなどの場所では、砂防対策などの整備を計画的に推進する。

② 河川管理施設の整備等

- 町内の河川系統の中で、住宅地などが隣接して立地する河川では、河川管理者との調整を進め、整備区間を定めて、河川改修の促進を図る。
- 氾濫履歴や浸水履歴が過去にあった河川管理施設の効果的な修繕の実施と施設に求められる信頼性を確保するために維持修繕を進め、長寿命化計画を策定する。

③ 火山防災体制の整備等

- 国、県、関係機関、火山専門家等と連携し、噴火時等の警戒避難体制等についての協議会等に参加し、平時から相互に連携し、町の防災体制を整備するよう努める。
- 必要に応じて、平時から農林業経営施設の被害措置、河川の水質汚濁防止措置、道路等交通機能の修復措置等の対策の準備を検討する。

④ 火山二次災害の防止

- 国、県、関係機関、火山専門家等と連携し、噴火時等の警戒避難体制等についての協議会等に参加し、平時から相互に連携し、町の防災体制を整備するよう努める。
- 必要に応じて、平時から農林業経営施設の被害措置、河川の水質汚濁防止措置、道路等交通機能の修復措置等の対策の準備を検討する。

⑤ 農林水産業基盤の保全（再掲）

P 17 (5) ③参照

⑥ 砂防・治山・河川管理

- 強い降雨時にはダムの管理者、河川の管理者及び下流の市街地や農地で溢水や越水による被害を受けることとなる町民の生活を守るため、関係者の情報連絡を密にする体制を構築し、情報共有による調整を進め、被害の最小限化に努める。
- これまでの洪水履歴や洪水から守るべき土地利用や資産状況、上下流の整備状況や町域の治水安全度のバランスを考慮しながら、河川改修区間の整備優先度について、河川管理者に要望する。
- 川沿いの土地利用に当たっては高台や小堤を設けることや、遊水機能を持たせるなど水害に強い土地利用や造成を検討する。
- 「宮城県河川流域情報システム（M I D O R I）」からの情報を確実に捉え、的確に住民等に伝え、洪水時の警戒・避難行動に活用する。
- 河川の溢水や越水から町民の生命が守られるよう治水安全度の更なる向上を図るため、国県等の河川管理者と連携し治水対策を推進する。
- 農地防災施設については、機能診断及び長寿命化計画を策定し、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図る。
- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。
- ため池下流に人家が多いなど決壊による影響が大きい防災重点ため池について、優先的に、耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性のある施設については、改修、耐震化等のハード対策を行う。
- ため池施設の管理者と調整の上、ハザードマップの作成に取り組み、近隣住民への周知を図り、防災安全性の向上を図る。
- その他のため池や排水機場、排水路等についても、災害対応力の強化に向けて、耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- 治山施設について、点検診断に基づいた治山施設個別施設計画を策定し、保全対象等に基づく緊急度を勘案し、計画的な補修及び機能強化を行う。

⑦ 農地・森林等の荒廃対策

- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。
- 災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- ビニールハウス等の生産基盤施設については、台風等による暴風雨による被害対策として、事前の予防方策について、指導、支援に努める。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図り、耕作放棄地の拡大の軽減化を進める。
- 農村部の交流人口の増加に向けた取り組み及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。

⑧ 復旧・復興を担う人材の確保（再掲）

P 17 (4) ⑤参照

（8）土地利用

① 災害に強いまちづくりの構築（再掲）

P 20 (7) ①参照

② 地域防災力の向上

○防災ハザードマップの周知を図るとともに、地域ごとに洪水時のリスクに応じて、各種注意報・警報に応じた避難対策の浸透を図る。

○水害、土砂災害警戒区域等のハザードマップを作成するとともに、関係住民など地域への注意喚起を図り、安全に避難できる避難場所や避難のタイミング等について、住民への周知を図る。

③ 土砂災害

○土砂災害危険箇所の確認、周知について、地域住民の取り組みにより促進し、大雨等による影響について地域で備える体制づくりを推進する。

○地域の山林の適正な管理と整備を促進し、治山対策を推進する。

○長時間の降雨や地震に伴う崖崩れ等の被害が想定される建築物について、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、被害の軽減対策を講じる。

○大規模な土砂災害が発生した場合、県・町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図るなど、二次災害の防止に努める。

○指定された土砂災害警戒区域等については、避難場所等への周知を行うとともに、避難道路等の定期的な点検を行い、安全な避難が可能となるように努める。

○土砂災害区域等に近接する要配慮者利用施設や公共施設等の重点箇所については、災害が予想される場合に速やかに避難できる体制づくりを推進する。

○森林について、各種災害による防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するため、地積調査の促進を図る。

（9）老朽化対策

① 多数の者が利用する建築物の耐震化等（多数の死者・行方不明者の発生）（再掲）

P 14 (2) ②参照

② 学校の耐震化等（再掲）

P 1 4 (2) ③参照

③ 公園の長寿命化等（再掲）

P 1 5 (3) ①参照

④ 下水道等の整備等（再掲）

P 1 5 (2) ⑤参照

⑤ エネルギー関連施設の耐震化等（再掲）

P 1 5 (2) ⑥参照

⑥ 上下水道の耐震化等（再掲）

P 1 3 (1) ⑧参照

⑦ 砂防・治山・河川管理（再掲）

P 2 1 (7) ⑥参照

(10) リスクコミュニケーション

① 減災対策の推進

○防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

○避難に関する情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、避難所や避難路の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

② 防災教育の推進

○防災ハザードマップの周知を図るとともに、地域ごとに洪水時のリスクに応じて、各種注意報・警報に応じた避難対策の浸透を図る。

○水害、土砂災害警戒区域等のハザードマップを作成するとともに、関係住民など地域への注意喚起を図り、安全に避難できる避難場所や避難のタイミング等について、住民への周知を図る。

③ 地震の記録と伝承

○東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、記録誌・記録映像などの各種媒体により継続的に情報発信するとともに、震災からの復旧・復興を検証し、検証の成果と教訓を、町民全体の防災意識の向上に活用する。

○吉田川の水害体験について、記録誌・記録映像などの各種媒体により継続的に情報発信するとともに、川の溢水、越水、氾濫がどのような条件でどのような場所で起こるかについて、住民が学び、共有できる活動を推進するとともに、小・中学校で地域の防災教育を実施し、次世代への継承に努める。

④ **帰宅困難者対策**（再掲）

P 19 (6) ③参照

⑤ **保健医療**（再掲）

P 15 (3) ②参照

⑥ **情報通信体制の整備**（再掲）

P 12 (1) ⑥参照

⑦ **産業施設の防災対策**（再掲）

P 12 (1) ⑦参照

⑧ **砂防・治山・河川管理**（再掲）

P 21 (7) ⑥参照

⑨ **復旧・復興を担う人材の確保**（再掲）

P 13 (1) ⑩参照

⑩ **自助・共助の取組の推進**

○災害発生時に高齢者、障害者等の災害時要支援者を含め地域住民が適切かつ円滑に避難行動がとれるように、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような地域社会の構築を推進する。

○地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを進めるとともに、地域住民等が地域防災の担い手となるための人材育成を推進する。

○保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを進め、ボランティアやN P Oの活動を促進する。

○多文化共生社会形成の視点から外国人町民にもわかりやすい多言語化による防災情報の提供を推進する。

⑪ **被災者支援策**

○災害時の高齢者、障害者等の災害要支援者の支援に向けて、関係団体や福祉施設等とともに、防災対策マニュアルの作成に取り組む。

○高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。

-
- 災害時に速やかに支援活動ができるように、災害時要支援者名簿の整備や個別計画の策定を支援する。
 - 災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう関係団体とともにボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。

2 施策分野別指標

本町の国土強靭化に向けた施策分野別の事業実施により、目標年次に達成する指標を次のとおり設定する。目標年次としては本計画を実施する令和3年度より概ね5年後の令和7年度を前期の目標年次とし、令和7年度の達成状況をもとに必要に応じて後期の目標値等を見直す。

施策分野	施策分野別指標	基準値等 (基準年)	目標値等 (目標年)	備 考
(1) 行政機能	○地域防災計画改訂	改訂済 (平成30年度)	令和3年度着手 令和4年度改訂	概ね5年後見直し
(2) 住宅・都市	○耐震化不十分と推計される戸建木造住宅	830棟 (平成30年度)	816棟 (令和7年度)	
	○主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数	3橋 (令和2年度)	5橋 (令和7年度)	
	○下水道整備率	96.25% (令和元年度)	97% (令和7年度)	老朽化対策実施
(3) 保健医療福祉	○避難行動支援者名簿の作成	作成済 (平成25年度)	追加継続実施 (令和7年度)	継続実施状況確認
(4) 環境	○一般廃棄物のリサイクル率	12% (令和元年度)	15% (令和7年度)	
(5) 産業	○認定農業者数	69経営体 (令和2年度)	90経営体 (令和7年度)	
(6) 交通・物流	○主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数	3橋 (令和2年度)	5橋 (令和7年度)	
	○公共土木施設の個別施設計画策定期	3計画 (令和2年度)	4計画 (令和7年度)	
(7) 町土保全	○自主防災組織の組織率	59組織・62地区 (100%) (令和2年度)	現状維持 (100%) (令和7年度)	
(8) 土地利用	○防災ハザードマップ作成	改訂済 (令和元年度)	改訂 (令和7年度)	概ね5年後見直し
(9) 老朽化対策	○公共施設総合管理計画策定	策定済 (平成29年度)	改訂 (令和12年度)	概ね10年後見直し
(10) リスクコミュニケーション	○防災指導員養成者数	260人 (令和2年度)	310人 (令和7年度)	

第4章 計画の推進

1 計画の遂行

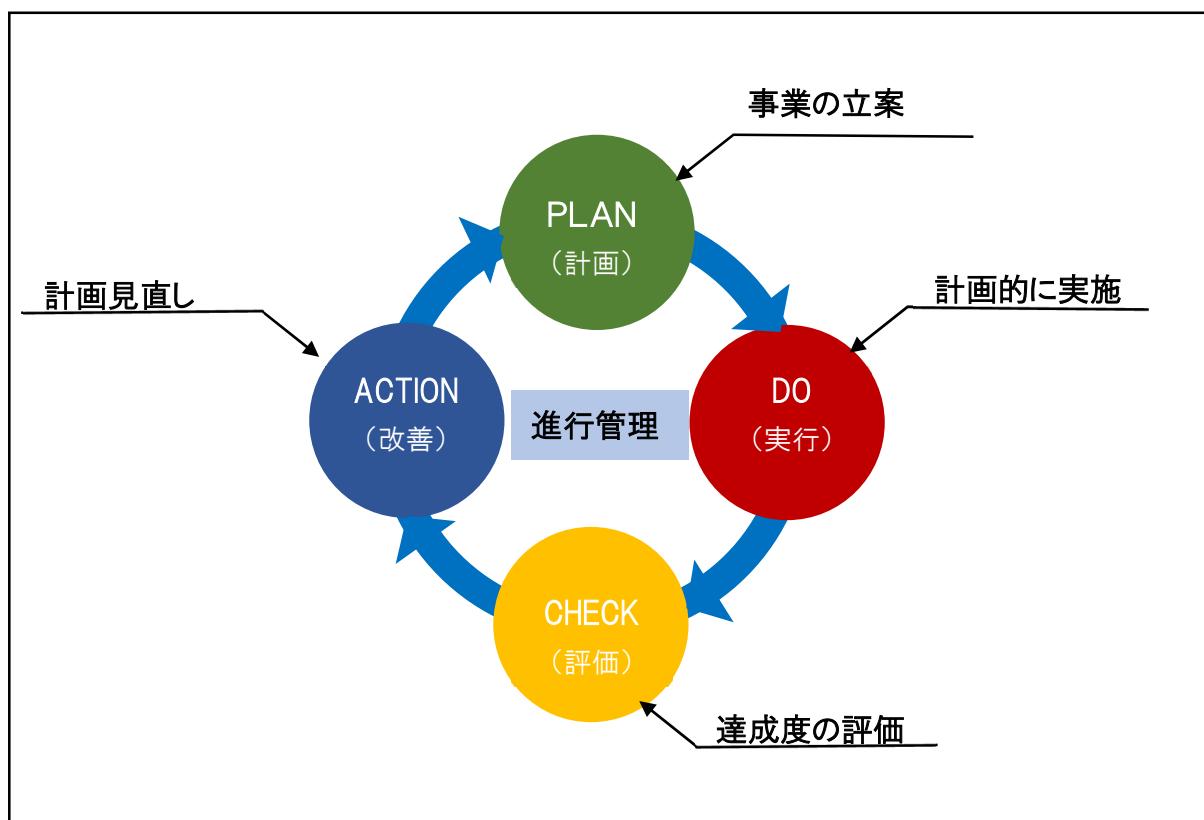
計画の実施に当たっては、実施状況や実態を把握するとともに、まちづくり、防災、教育、福祉、情報等の様々な分野の連携を推進するとともに、平時から県、国等の関係機関との調整を図っていくものとする。

さらに町民自らが災害に対応し自身を守る「自助」、地域社会で連携して助け合う「共助」を展開するなど、地域防災力の向上に向けた取り組みを推進する。地域防災力の向上に向けては、町民個々人の取り組みだけでなく、町民による自主防災組織や事業所等の民間企業による災害発生時の連携を促進するため平時からの協調体制を構築する取り組みを推進する。

2 PDCAサイクルによる計画の見直し

本計画の推進に当たっては、各施策の取り組みを着実に実施するとともに、評価・検証を常に実施し、必要に応じて計画の見直しを検討する。そのため、P-D-C-Aサイクルを運用して計画の進行管理を継続的に実施する。

また、今後の社会経済情勢等の変化や、災害による新たな課題・取り組み等が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行う。



資 料 編

別紙1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ1－1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

①住宅の耐震化等

- 本町の市街地は吉岡市街地南部や、町南部のもみじヶ丘、杜の丘といった土地区画整理事業で整備された市街地の住宅は築年30年程度で耐震性に問題はない。
- 吉岡市街地北部や、落合、鶴巣、吉田、宮床に古くからある住宅では新耐震基準以前の建物であり、耐震診断により、耐震性の向上に向けた改修が必要であり、その必要性について周知することが必要である。
- 大規模地震による、ブロック塀の倒壊による被害を防ぐため、危険ブロック塀の除去の必要性を周知することが必要である。

②多数の者が利用する建築物の耐震化等（多数の死者・行方不明者の発生）

- 多数の者が利用する指定避難所を含む公共施設等の耐震化や長寿命化について、調査、検討して改善を進める必要がある。
- 旧耐震基準で建築された特定既存不適格建築物について、調査、検討して改善を進める必要がある。
- 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策については、建築基準法第12条第1項に規定する定期調査の実施により、安全性の向上を図る必要がある。
- 老朽化した公営住宅を計画的に改修し、適正に管理することが課題となっている。

③学校の耐震化等

- 公立学校の校舎等耐震化実施率
本町の小学校は、吉岡小、宮床小、吉田小、鶴巣小、落合小、小野小の6小学校である。このうち、小野小学校は90年代の建築であり新耐震基準で設計が行われているが、そのほかは1981年改訂以前の旧耐震基準の建築である。これらについての校舎、屋外体育館については大規模改修または耐震補強が実施済である。
中学校は大和中、宮床中の2中学校であるが、90年代以降の建築で耐震設計が行われている。
したがって、町内小中学校の主要な施設について耐震化実施率は100%を満たしている。ただし、倉庫等の付属施設については耐震補強が十分とは言えないが、今後、老朽化等を考慮しての検討が必要である。
- 幼稚園、保育所の耐震化率
本町には幼稚園が私立みやの森幼稚園、ともみじが丘幼稚園の2園、保育所は認可保育園として、公立がもみじヶ丘保育所、私立が菜の花保育園、大和すぎのこ保育園、杜の丘保育園、すみれの花保育園、そのほか、認可外保育園、事業所内保育事業所、小規模保育事業所がある。このうち、最も古いのは私立みやの森幼稚園（1991年4月開園）で、いずれも30年未満の建物であり、耐震設計による建築となっており、すべての施設が耐震化率は100%となっている。

④災害に強いまちづくりの構築

- 本町の災害履歴では、地震については東日本大震災による影響が大きいことのほか、吉田川等の越水・溢水等の氾濫による住宅や農地、市街地の店舗、施設等の浸水が繰り返し生じている。河川管理者による河川改修・整備に並行して、市街地や農地の災害に強い対応能力を高める必要がある。
- 大規模地震や大雨により、本町の山間部では土石流、急傾斜崩壊、地すべりなどの急傾斜崩壊の危険があるため、人家に近い危険箇所では砂防対策などの優先的整備を推進する必要がある。

リスクシナリオ 1－2) 町内全域にわたる大地震等による多数の死者・行方不明者の発生

①総合防災情報システムの機能拡充

- 地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難態勢をとるための情報伝達体制については、町防災行政無線施設や消防無線通信施設の運用により、総合防災情報システムや緊急地震速報システム等の各種災害情報システムの運用を行っているが、更に速やかに確実に情報伝達を図るために、最新の情報伝達システムの多様化・高速化に対応して、SNS等を活用して防災・避難体制や救助体制に万全を期す必要がある。

②地域住民等に対する通信手段の整備

- 減災対策としては、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び避難訓練が必要である。特に地域単位に、災害時の避難情報の連絡体制の整備及び周知を図ることが必要である。

③関係機関との連携

- ダムの決壊
本町には吉田川の上流に宮城県管理の南川ダム、宮床川上流に宮城県管理の宮床ダム、吉田川の上流に吉田川流域溜池大和町外3市3カ町村組合管理の嘉太神ダム溜池がある。
これらのダムの強度等の諸元を把握するとともに、大地震や大洪水に伴う決壊が生じた際の影響範囲について把握し、対策等を検討する必要がある。

○ため池の決壊

本町にあるため池についてため池台帳の整備及び管理を進めるとともに、大地震や大洪水に伴い、決壊の可能性についての評価を行い、決壊を生じた場合の影響範囲を把握し、対策等を検討するとともに、ハザードマップとして住民への周知を図る必要がある。

○吉田川の破堤による浸水

鳴瀬川水系吉田川及び西川、善川、竹林川、宮床川、洞堀川、南川洪水浸水想定区域図（水防法により指定された洪水浸水想定区域に加え、より広域的な水害の危険性を示す参考図面）（宮城県・令和元年5月31日作成）によれば、洞堀川沿いの吉岡市街地や吉田川、善川沿いの農地などが浸水する。昭和61年8月台風10号洪水（8.5豪雨）では、吉田川、西川が氾濫、床上浸水68棟、床下浸水133棟のほか土木施設、農業被害など甚大であった。平成27年9月関東・東北豪雨では吉田川の越水により落合、鶴巣だけでなく吉岡中心部など約2,000haが浸水、令和元年東日本台風（台風19号）では吉田川、善川、竹林川、洞堀川、小西川で溢水、越水し、吉岡市街地などが浸水した。強い降雨にあっては幾度となく吉田川沿いで浸水被害が出ており、水害に強いまちづくりに関する取り組みを進める必要がある。

○土砂崩れ危険箇所等について

地形的な条件や人家への近さ等の条件をもとに優先度評価を行い、必要な治山施設の整備について、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化が必要である。

④減災対策の推進

- 減災対策としては、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び避難訓練が必要である。

⑤公園の長寿命化等

- 災害時に避難場所となる公園については、冠水の可能性についてあらかじめ確認しておくことにより、避難場所としての安全性の確保を図る必要がある。
- 都市公園の施設については、長寿命化を図るため計画的な施設更新を行う必要がある。

⑥防災教育の推進

- 学校防災体制の確立では、全ての公立学校に「防災主任」を配置し、地域拠点校に「安全担当主幹教諭」を配置している。今後は、防災主任、安全担当主幹教諭の更なる資質向上と人材育成のため効果的な研修の機会を検討する必要がある。
- 各学校においては「学校防災マニュアル」を元に、地域の災害特性を考慮した避難訓練を実施する。
- 「みやぎ防災教育副読本」（園児用、小・中・高校生用）を活用し、災害に対応する力と心を身に付け、計画的・継続的に防災教育を推進する。

	<p>○「みやぎ防災教育推進ネットワーク会議」を設置し、公立学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTA や自治会、防災担当部局等の関係機関と連携した取組を行う必要がある。</p>
⑦震災の記録と伝承	<p>○東日本大震災の本町の被害状況（平成24年3月31日現在）は死者4名、けが（軽症）7名、全壊家屋41棟、大規模半壊家屋41棟、半壊家屋226棟、一部破損家屋2,758棟、道路通行止め2箇所、そのほか、公共施設の被害状況は庁舎、吉岡コミュニティセンター等、上下水道施設、農地・農業用施設、道路・公園、町営住宅、学校・体育館、まほろばホール等で、被害総額は約19.3億円である。平成24年6月に「2011.3.11東日本大震災の記録」を取りまとめ、教訓を生かし「防災対策・将来の備え」として、課題や想定外事項を整理しており、今後の取り組みに役立てていく必要がある。</p> <p>○平成27年9月関東・東北豪雨では、本町は24時間雨量300mmを超え、河川、道路のほか、吉田川水系では浸水面積約2,000ha（吉岡、吉田、鶴巣、落合）、床上浸水家屋78棟、床下浸水家屋104棟、また収穫間近の水田に多くのごみや土砂が流れこみ、過去に類を見ない甚大な被害を受けた。吉岡中心部でも大和警察署、黒川消防署、黒川病院、役場など町の主要施設が浸水し、宮床（難波）では道路の崩壊や土砂崩れ、法面の崩壊など多大な被害となった。平成29年3月に「平成27年9月関東・東北豪雨 記憶を未来へ」を取りまとめ、被害状況などの実態を記録し、国、県の治水対策を示すとともに、減災・防災に向けて、防災行政無線設備デジタル化、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、地域防災訓練の実施などを表しており、今後の防災対策として情報発信し、役立てていく必要がある。</p>

リスクシナリオ1－3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水	
①地域防災力の向上	<p>○町内には吉田川、善川等の一級河川が流下しており、「もし吉田川、善川、洞堀川、身洗川、西川、竹林川が氾濫したら」ということで、「大和町防災ハザードマップ」が作られているが、これによると役場周辺の市街地が0.5m程度、吉田川の三川合流地点付近では2.0m～5.0m、三ヶ内付近は5.0m以上の浸水が予想されている。このハザードマップについて、町民に周知を図っていく必要がある。</p> <p>○土砂災害警戒区域等指定箇所は、土石流危険箇所が57箇所、急傾斜地の崩壊危険箇所が116箇所、地すべり危険箇所が5箇所と、合わせて178箇所が指定されている。これらの該当箇所について図面による周知を図り、関係住民への注意喚起を図る必要がある。</p>
②河川管理施設の整備等	<p>○町内には、河川管理施設が国管理、県管理、町管理、その他水路等が系統的につながり、住宅地や農地等に広がっている。そのため洪水等に対応して、低湿地や合流部等では一時的な増水等にも配慮した総合的な治水対策が必要となる。</p> <p>○特に河道内の樹木等の自然発生や土砂の堆積による河積の減少による洪水危険性が高まるごとに 対策が必要である。</p>
③下水道等の整備等	<p>○大規模地震災害等により污水管渠等の下水道施設の損傷が予想されることから、耐震化対策や老朽化が進む管渠の入れ替えや補強などストックマネジメント対策等による事業を更に進める必要がある。</p> <p>○農業集落排水の施設については、強い地震や老朽化に伴い、処理施設の機能停止が考えられるため、公共下水道事業への統合を行い、処理施設を廃止する必要がある。</p> <p>○吉岡新市街地等で洪水時の浸水により、行政機能が麻痺した。外水による氾濫を防止するため、河川堤防等の増強が必要である。また、旧市街地における内水による氾濫防止については、排水系統の検討及び水路の勾配修正や流下能力向上を図る対策が必要である。</p>

リスクシナリオ 1－4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

①火山防災体制の整備等

○県内には、栗駒山（栗原市）、蔵王山（蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市）、鳴子（大崎市）の活火山が存在している。このうち蔵王山及び栗駒山は国の火山災害警戒地域に指定され、また蔵王山では平成27年4月に噴火警報が発表されている。これらについて本町との位置関係をみると、鳴子（大崎市）の潟沼が北北西に約35.8km、栗駒山（栗原市）が北北西に約58.9km、蔵王山（蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市）が南西に約50.8kmである。噴火時の風向きによっては、本町への降灰の影響が予想される、その場合には交通や農作物等への影響や河川等の水質汚濁の問題が懸念される。

②火山二次災害の防止

○県内には、栗駒山（栗原市）、蔵王山（蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市）、鳴子（大崎市）の活火山が存在している。このうち蔵王山及び栗駒山は国の火山災害警戒地域に指定され、また蔵王山では平成27年4月に噴火警報が発表されている。これらについて本町との位置関係をみると、鳴子（大崎市）の潟沼が北北西に約35.8km、栗駒山（栗原市）が北北西に約58.9km、蔵王山（蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市）が南西に約50.8kmである。噴火時の風向きによっては、本町への降灰の影響が予想される、その場合には交通や農作物等への影響や河川等の水質汚濁の問題が懸念される。降灰による町民生活への影響に備えて、火山噴火対策についても検討する必要がある。

③土砂災害

○土砂災害警戒区域等指定箇所は、土石流危険箇所が57箇所、急傾斜地の崩壊危険箇所が116箇所、地すべり危険箇所が5箇所と、合わせて178箇所が指定されている。これらの該当箇所について図面による周知を図り、関係住民への注意喚起を図る必要がある。

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

（それがなされない場合の必要な対応を含む）

リスクシナリオ 2－1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①災害時の物流対策

○町の防災活動の円滑な実施を強力に推進するための拠点として、全国から送られてくる救援物資を被災地として円滑に集配するための町として地域防災拠点の整備を進める必要がある。
○被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。
○県、町、物流事業者等の連携により、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。

リスクシナリオ 2－2) 自衛隊、警察、消防、医療機関等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①災害対応体制整備

○大規模地震災害時等に、災害対応本部自体が被災した場合や、災害対応の業務量と時間的制約等により、町だけでは、災害応急対策の実施が困難となる場合がある。そのため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。
○本町では、この10年の間に、東日本大震災や関東・東北豪雨による甚大な被災を経験し、またさらに、現在のコロナ禍においては、避難所等への避難のあり方や取り組みも変化してくる。このようにひとたび、地震と洪水など複合災害が生じた場合においても、従前に計画していたマニュアル

	<p>等を基本としつつも、地域住民からの救助・救援要請に迅速に対応していくための対応能力を高めていく必要がある。</p> <p>○大規模災害から町民の命を守るためにには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。</p>
--	---

リスクシナリオ 2－3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	
①帰宅困難者対策	
	<p>○町内製造業等の従業者の大半が町外からの車通勤によっている。災害発生時に道路の寸断やバス等の公共交通の運行停止などにより、自力で帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が懸念される。企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じる必要がある。</p>

リスクシナリオ 2－4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
①保健医療	
	<p>○黒川地域行政事務組合が開設した公立黒川病院は平成9年4月に移転立地しており、耐震基準は満たしている。公益社団法人地域医療振興協会に管理委託し、黒川医療圏（黒川地域1市2町1村）の二次医療機関としての役割を担っている。平成27年9月の関東・東北豪雨の際は病院周辺が浸水し、救急対応ができない状態となったことから浸水対策を検討する必要がある。</p> <p>○公立黒川病院以外の町内の医療機関の一部は、大和町洪水ハザードマップの浸水エリアに立地している。個々の医療機関の浸水対策を検討する必要がある。</p> <p>○町内の医療機関の連携を誘導するなど地域の医療体制の構築に向けて、地域医療機関連携システムや救急搬送体制の推進を図るとともに、マニュアルやBCP（業務継続計画）を策定し、院内での災害訓練や他院と連携した訓練などを通じて内容を検証し、見直すことが重要である。</p> <p>○災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連動させる効率的なシステムが重要であり、塩釜保健所黒川支所（仙台保健福祉事務所黒川支所：富谷市ひより台）に設置される「地域災害医療連絡会議」で本町の実情に合った連携体制を構築することが求められている。</p>

リスクシナリオ 2－5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
①衛生対策	
	<p>○町内には、小・中学校やコミュニティセンター、総合体育館やまほろばホールなど17箇所の避難所が指定されている。これらの災害時に開設される避難所においては、生活環境の悪化や集団生活に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどにより、感染症に罹患するリスクや感染症が蔓延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなるため、避難所における衛生対策の準備が必要である。</p> <p>○大規模災害により被災した多くの死者が生じた場合には、平常時の火葬場の火葬能力だけでは、町の遺体の火葬を行うことが困難となるおそれがある。</p> <p>○地震による家屋の倒壊や洪水による床上浸水等の被害が広範囲に生じた場合には、廃棄物処理が重要な問題となり、家財道具等の大型の廃棄物の集約場所の設定やその衛生対策に留意する必要がある。</p> <p>○災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定等を行う必要がある。</p>

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ3－1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①業務継続性の確保

- 大規模自然災害が発生した場合に備えて、早期に業務継続を図るための非常時優先業務を取りまとめたB C P（業務継続計画）を立案、更新する必要がある。
- 水害による浸水が生じた場合にあっても、役場庁舎、警察施設、消防施設などの危機管理に対応すべき施設の活動が可能となるような設備改修などの取り組みが必要である。
- 大規模地震災害時等に、その業務量と時間的制約等により、役場の災害応急対策が限定的となる可能性があるため、平時の段階から、被災していない自治体等からの応援協力を得る協定等を締結するなどの取り組みが必要である。
- 大規模災害から町民の命を守るためにには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。また、災害対策本部体制を強化して、様々な事態に柔軟に対応できる体制を整えることが重要である。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ4－1) 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

①情報通信体制の整備

- 地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難態勢をとるための情報伝達体制の構築に向けて、宮城県総合防災情報システム（M I D O R I）や緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用している。現在運用している各システムの更なる情報伝達の多様化・高速化により防災・避難態勢に万全を期す必要がある。
- 災害時の情報システムの不確実性に対応するため、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化及び関連装置の二重化を図ることにより、情報伝達の確実性を高める必要がある。また、電気系統の消失に臨機応変に対応できるように自家発電装置等の確保を図る必要がある。
- 町民個々人の避難誘導に当たってはスマートフォンなどの携帯電話の活用によりS N Sを活用した連絡体制が有効になってくるため、非常時の連絡体制について地域単位での取り組みを支援していく必要がある。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ5－1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

①町内企業のB C P策定促進

- 仙台北部中核工業団地等の町内企業においては、大規模自然災害発生時に、直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、平時からB C P（業務継続計画）の取組が必要となる。B C P（業務継続計画）の普及に当たっては、コスト面等の課題もあるため、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築などに取り組む必要がある。

リスクシナリオ5－2) 工業団地・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①産業施設の防災対策

- 本町の製造業は北部に仙台北部中核工業団地、大和流通工業団地、南部に大和リサーチパークなどの工業開発地に立地し、生産用機械、電気機械、食料品を主体に63事業所、従業者数6,502人の製造業が立地している（平成30年大和町統計書H30.6.1）。施設の規模が大きいため、大規模地震による災害時においては破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念されるため、企業による対策が必要となる。
- 想定を超える大規模災害に当たっては、既存の地域防災計画等によるマニュアルや実施していた訓練等による人員体制では、救助・救援要請などに十分対応できない事態となる可能性がある。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。大規模災害から県民の命を守るために、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があるとともに、災害対策本部体制を強化し、様々な事態に柔軟に対応できる体制としておくことが必要である。

リスクシナリオ5－3) 高速道路、幹線道路等基幹的交通ネットワークの機能停止

①交通基盤の維持等

- 町内には、幹線道路として東北自動車道、国道4号、国道457号が南北の交通を担っている。広域的な大規模災害時には、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、町内道路網と接続した重要な交通インフラの機能を確保する必要がある。
- 町内においては、大規模地震や洪水時に遮断を余儀なくされる場合に備えて、町内各地区を結ぶ道路網の多重性を確保するために県道網と連携した町道整備の推進が必要である。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントに計画的に取り組むことが必要である。
- 今後、高齢化により自動車を利用できない世帯の増加が予想されることから災害時の避難等についての代替交通手段としての住民バス等の運行についての検討が必要となる。
- 災害発生時に安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、道路利用者への早期情報提供を可能とする交通安全施設の整備及び緊急交通路等の重要道路における交通信号機の停電対策が必要である。

リスクシナリオ5－4) 食料等の安定供給の停滞

①農林水産業基盤の保全

- 農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化や非農家との混住化進行による人手不足、農家経済の低迷、集落機能の低下による生産資源及び自然環境保全に向けた協同活動の困難化、野生生物による農林業被害、耕作放棄地の増大に伴う生態系への影響等、様々な変化が顕在化してきている。
- 老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ6－1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

①エネルギー関連施設の耐震化等

- 宮城県は、東日本大震災における燃料不足の問題から、宮城県石油商業組合・宮城県石油商業協同組合と「災害時の石油製品の備蓄に関する協定」及び「災害時における支援に関する協定」を締結している。燃料不足が災害対応活動や町民生活へ及ぼす影響を軽減するため、国、県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築が必要である。
- 電力施設等のライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。
- 電力施設等のライ夫ライン関係機関の被災状況や外部支援の時期を想定した燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。

リスクシナリオ6－2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

①上下水道の耐震化等

- 東日本大震災においては、配水管の損傷等により末端給水エリア等で断水が続いた。そのことに伴い、新たな管網形成の検討を行うとともに老朽化等が進む水管の入れ替え整備を計画的に進める必要がある。
- 上水道の基幹施設である配水池については、耐震化済であるが幹線管路については進んでいない現状にあり、耐震化を進める必要がある。
- 断水時の応急復旧・給水車等による給水支援による対応について、町民に速やかに情報提供を行い、安心して飲料水を供給できる非常時の体制を構築する必要がある。
- 災害応急マニュアル等の個々の情報を有効に活用し、下水道の迅速かつ効果的な災害復旧体制を構築する必要がある。
- 農業集落排水では、強い地震や老朽化に伴い、処理機能の停止リスクがあるため、公共下水道事業へ速やかに編入を行い、処理施設を廃止する必要がある。
- 戸別合併処理浄化槽では、強い地震でも機能停止を可能な限り防止し、被災しても、早急に機能回復を図る必要がある。老朽化施設については、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

リスクシナリオ6－3) 地域交通ネットワークが分断する事態

①災害時交通機能の確保等

- 大規模災害発生直後には、町の内外を結ぶ幹線道路等のネットワークの啓開を早期に進め、救援・救助の人材の応援や救援物資の供給等を進めるために、高規格幹線道路網の強化や、防災・減災機能を強化した物流ルートの構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ7－1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①砂防・治山・河川管理

○ダムの決壊

本町には吉田川の上流に宮城県管理の南川ダム、宮床川上流に宮城県管理の宮床ダム、吉田川の上流に吉田川流域溜池大和町他3市3カ町村組合管理の嘉太神ダム溜池がある。

これらのダムの強度等の諸元を把握するとともに、大地震や大洪水に伴う決壊が生じた際の影響範囲について把握し、対策等を検討する必要がある。

○ため池の決壊

本町にあるため池についてため池台帳の整備及び管理を進めるとともに、大地震や大洪水に伴い、決壊の可能性についての評価を行い、決壊を生じた場合の影響範囲を把握し、対策等を検討するとともに、ハザードマップとして住民への周知を図る必要がある。

○吉田川の破堤による浸水

鳴瀬川水系吉田川及び西川、善川、竹林川、宮床川、洞堀川、南川洪水浸水想定区域図（水防法により指定された洪水浸水想定区域に加え、より広域的な水害の危険性を示す参考図面）（宮城県・令和元年5月31日作成）によれば、洞堀川沿いの吉岡市街地や吉田川、善川沿いの農地などが浸水する。昭和61年8月台風10号洪水（8.5豪雨）では、吉田川、西川が氾濫、床上浸水68棟、床下浸水133棟のほか土木施設、農業被害など甚大であった。平成27年9月関東・東北豪雨では吉田川の越水により落合、鶴巣だけでなく吉岡中心部など約2,000haが浸水、令和元年東日本台風（台風19号）では吉田川、善川、竹林川、洞堀川、小西川で溢水、越水し、吉岡市街地などが浸水した。強い降雨にあっては幾度となく吉田川沿いで浸水被害が出ており、水害に強いまちづくりに関する取り組みを進める必要がある。

○土砂崩れ危険箇所等について、地形的な条件や人家への近さ等の条件をもとに優先度評価を行い、必要な治山施設の整備について、点検診断に基づいた計画的な補修及び機能強化が必要である。

リスクシナリオ7－2) 有害物質の大規模拡散・流出

①有害物質対策

○大規模自然災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の発火や水域への流出、その他の事故が発生した場合に施設等の被害や人的被害の状況を速やかに把握して、二次災害を防止するための迅速かつ適切な対応を講じる。

○被災時の事業所の関係者や近隣事業所や住民等への影響を防止するために、消防、警察、医療機関等の関係機関と相互に協力して総合的な被害軽減方策を行う必要がある。

リスクシナリオ7－3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①農地・森林等の荒廃対策

○農畜産物の安定供給への影響と国土保全機能の低下、農業従事者の高齢化や非農家との混住化進行による人手不足、農家経済の低迷、集落機能の低下による生産資源及び自然環境保全に向けた協同活動の困難化、野生生物による農林業被害、耕作放棄地の増大に伴う生態系への影響等、様々な変化が顕在化してきている。

○老朽化した農地防災施設や農業水利施設については、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ8－1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物等への対応

- 災害時の円滑かつ迅速な廃棄物の適正処理を行うためには、平時からごみの分別等の環境配慮行動の推進や、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うための災害廃棄物処理計画の策定等を行う必要がある。
- 大規模災害時に開設する避難所の生活においては、生活環境の悪化や、生活密度が高まることなどにより、心身の健康が損なわれ、感染症に罹患するリスクが高まることから、清潔な環境づくりや衛生環境対策に留意する必要がある。
- 災害廃棄物の集積場所では、ハエなどの異常発生が生じるなど衛生環境の悪化が懸念されるため、衛生対策に留意する必要がある。

リスクシナリオ8－2) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①復旧・復興を担う人材の確保

- 大規模災害において重要な復旧・復興活動に向けて、人材の確保、仮設住宅設置に向けた用地の確保、資材の調達等が必要になってくる。
- そのため、平時から、非常時に資材や食料供給が可能な大規模店舗等の民間企業との協力体制を構築することや、ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアの育成などボランティアの受け入れ態勢の構築などが重要である。
- また応急仮設住宅の確保などのための用地選定など平時からの候補地の検討が重要である。

リスクシナリオ8－3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①自助・共助の取組の推進

- 災害発生時においては、高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が必要である。
- 避難所運営においては、男女共同参画の視点に配慮するとともに、児童虐待や配偶者からの暴力（DV）、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者などの家族問題にも十分配慮して、個々人の個性を尊重しつつ家族や地域が一体となって共同生活が営めるように支援を行う必要がある。
- 災害発生時には公的福祉サービスだけでは十分に対応できない可能性があることから、平時より地域での相互扶助体制を構築するための活動を育成するための支援を行う必要がある。
- 他都市からの移住者や外国人など、地域に未だ十分なじんでいない町民については、大規模災害についての知識や土地条件に乏しいことから、日頃からわかりやすい防災教育に努め、災害時に円滑に避難行動をとれるように情報提供を行っていく必要がある。

リスクシナリオ 8－4) 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態
--

①住宅対策

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○大規模地震等の災害時には、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅及び民間賃貸住宅）の確保は緊急性が高いが、用地不足や復旧・復興事業の集中による資材不足・高騰等により、災害公営住宅の整備は時間を要する傾向がある。そのため、応急仮設住宅の確保に向けて平時から関係団体との協定を結び、非常時の役割分担等について協議、調整を図る必要がある。○災害公営住宅整備の用地確保については、平時から整備可能な公用地等を候補地として検討しておく必要がある。 |
|--|

②被災者支援策

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○災害発生時においては、避難準備を含め高齢者、障害者等の災害時要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。○「宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル」「宮城県災害時こころのケア活動マニュアル」「災害時の保健活動推進マニュアル（日本衛生協会／全国保健所長会）」を参考として、塩釜保健所黒川支所と連携体制を構築し、災害時の保健医療コーディネート、訪問健康調査調整の拠点整備に取り組む必要がある。○妊産婦・乳幼児の災害要支援者の支援に向け、地区組織（保健推進員、民生委員、子育てサポート等）との連携体制を構築する必要がある。○災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、平時から関係団体とともにボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。○指定避難所（福祉避難所を含む）及び各地区の一時的に避難する集会所等が機能できるよう整備を行う必要がある。 |
|---|

別紙2 施策分野別の脆弱性評価結果

1. 行政機能	
①地域住民等に対する通信手段の整備	P 3 1別紙1：リスクシナリオ1－2) ②参照
②関係機関との連携	P 3 1別紙1：リスクシナリオ1－2) ③参照
③災害時の物流対策	P 3 1別紙1：リスクシナリオ2－1) ①参照
④災害対応体制整備	P 3 3別紙1：リスクシナリオ2－2) ①参照
⑤業務継続性の確保	P 3 5別紙1：リスクシナリオ3－1) ①参照
⑥情報通信体制の整備	P 3 5別紙1：リスクシナリオ4－1) ①参照
⑦産業施設の防災対策	P 3 6別紙1：リスクシナリオ5－2) ①参照
⑧上下水道の耐震化等	P 3 7別紙1：リスクシナリオ6－2) ①参照
⑨災害廃棄物等への対応	P 3 9別紙1：リスクシナリオ8－1) ①参照
⑩住宅対策	P 4 0別紙1：リスクシナリオ8－4) ①参照

2. 住宅・都市	
①住宅の耐震化等	P 3 0別紙1：リスクシナリオ1－1) ①参照
②多数の者が利用する建築物の耐震化等（多数の死者・行方不明者の発生）	P 3 0別紙1：リスクシナリオ1－1) ②参照
③学校の耐震化等	P 3 0別紙1：リスクシナリオ1－1) ③参照
④総合防災情報システムの機能拡充	P 3 1別紙1：リスクシナリオ1－2) ①参照
⑤下水道等の整備等	P 3 2別紙1：リスクシナリオ1－3) ③参照
⑥エネルギー関連施設の耐震化等	P 3 7別紙1：リスクシナリオ6－1) ①参照

3. 保健医療福祉

①公園の長寿命化等

P 3 1 別紙 1 : リスクシナリオ 1-2) ⑤参照

②保健医療

P 3 4 別紙 1 : リスクシナリオ 2-4) ①参照

③衛生対策

P 3 4 別紙 1 : リスクシナリオ 2-5) ①参照

④被災者支援策

P 4 0 別紙 1 : リスクシナリオ 8-4) ②参照

4. 環境

①衛生対策

P 3 4 別紙 1 : リスクシナリオ 2-5) ①参照

②上下水道の耐震化等

P 3 7 別紙 1 : リスクシナリオ 6-2) ①参照

③有害物質対策

P 3 8 別紙 1 : リスクシナリオ 7-2) ①参照

④災害廃棄物等への対応

P 3 9 別紙 1 : リスクシナリオ 8-1) ①参照

⑤復旧・復興を担う人材の確保

P 3 9 別紙 1 : リスクシナリオ 8-2) ①参照

5. 産業

①町内企業のB C P策定促進

P 3 5 別紙 1 : リスクシナリオ 5-1) ①参照

②産業施設の防災対策

P 3 6 別紙 1 : リスクシナリオ 5-2) ①参照

③農林水産業基盤の保全

P 3 6 別紙 1 : リスクシナリオ 5-4) ①参照

④上下水道の耐震化等

P 3 7 別紙 1 : リスクシナリオ 6-2) ①参照

⑤農地・森林等の荒廃対策

P 3 8 別紙 1 : リスクシナリオ 7-3) ①参照

6. 交通・物流

①災害時の物流対策

P 3 1 別紙 1 : リスクシナリオ 2-1) ①参照

②災害対応体制整備

P 3 3 別紙 1 : リスクシナリオ 2-2) ①参照

③帰宅困難者対策

P 3 4 別紙 1 : リスクシナリオ 2-5) ①参照

④交通基盤の維持等

P 3 6 別紙 1 : リスクシナリオ 5-3) ①参照

⑤災害時交通機能の確保等

P 3 7 別紙 1 : リスクシナリオ 6-3) ①参照

7. 町土保全

①災害に強いまちづくりの構築

P 3 0 別紙 1 : リスクシナリオ 1-1) ④参照

②河川管理施設の整備等

P 3 2 別紙 1 : リスクシナリオ 1-3) ②参照

③火山防災体制の整備等

P 3 3 別紙 1 : リスクシナリオ 1-4) ①参照

④火山二次災害の防止

P 3 3 別紙 1 : リスクシナリオ 1-4) ②参照

⑤農林水産業基盤の保全

P 3 6 別紙 1 : リスクシナリオ 5-4) ①参照

⑥砂防・治山・河川管理

P 3 8 別紙 1 : リスクシナリオ 7-1) ①参照

⑦農地・森林等の荒廃対策

P 3 8 別紙 1 : リスクシナリオ 7-3) ①参照

8. 土地利用

①災害に強いまちづくりの構築

P 3 0 別紙 1 : リスクシナリオ 1-1) ④参照

②地域防災力の向上

P 3 0 別紙 1 : リスクシナリオ 1-3) ①参照

③土砂災害

P 3 3 別紙 1 : リスクシナリオ 1-4) ③参照

9. 老朽化対策

①多数の者が利用する建築物の耐震化等（多数の死者・行方不明者の発生）

P 3 0 別紙 1 : リスクシナリオ 1-1) ②参照

②公園の長寿命化等

P 3 1 別紙 1 : リスクシナリオ 1-2) ⑤参照

③下水道等の整備等

P 3 2 別紙 1 : リスクシナリオ 1-3) ③参照

④エネルギー関連施設の耐震化等

P 3 7 別紙 1 : リスクシナリオ 6-1) ①参照

⑤上下水道の耐震化等

P 3 7 別紙 1 : リスクシナリオ 6-2) ①参照

⑥砂防・治山・河川管理

P 3 8 別紙 1 : リスクシナリオ 7-1) ①参照

10. リスクコミュニケーション

①減災対策の推進

P 3 1 別紙 1 : リスクシナリオ 1-2) ④参照

②防災教育の推進

P 3 1 別紙 1 : リスクシナリオ 1-2) ⑥参照

③震災の記録と伝承

P 3 2 別紙 1 : リスクシナリオ 1-2) ⑦参照

④帰宅困難者対策

P 3 4 別紙 1 : リスクシナリオ 2-5) ①参照

⑤保健医療

P 3 4 別紙 1 : リスクシナリオ 2-4) ①参照

⑥情報通信体制の整備

P 3 5 別紙 1 : リスクシナリオ 4-1) ①参照

⑦産業施設の防災対策

P 3 6 別紙 1 : リスクシナリオ 5-2) ①参照

⑧砂防・治山・河川管理

P 3 8 別紙 1 : リスクシナリオ 7-1) ①参照

⑨自助・共助の取組の推進

P 3 9 別紙 1 : リスクシナリオ 8-3) ①参照

⑩被災者支援策

P 4 0 別紙 1 : リスクシナリオ 8-4) ②参照

別紙3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

リスクシナリオ1－1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生

①住宅の耐震化等

- 旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性を周知するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業などを推進する。
- 高齢者のみの住宅や障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。
- 吉岡市街地など優先的に耐震化を促進するため、対象木造戸建住宅の台帳を整備し、普及啓発に活用するとともに、耐震化の状況把握を行う。
- 危険ブロック塀の除去の必要性を周知するとともに、ブロック塀除却事業を推進する。

②多数の者が利用する建築物の耐震化等（多数の死者・行方不明者の発生）

- 公共建築物の耐震診断・耐震改修の有無等の台帳整備を推進し、公共施設長寿命化計画（令和2年3月）等による改修を踏まえて計画的な耐震改修を行う。
- 民間建築物について、耐震診断、耐震改修の必要性を、広報や町のホームページを活用して、普及啓発に努める。
- 建築確認の主体となる特定行政庁（県知事）と連携して、特殊建築物、建築設備等の定期調査の実施とその調査結果の報告について、引き続き通知等により所有者等への周知を図るとともに、防災避難に関して特に危険性のある建築物に対し、改善指導を行う。
- 公共施設の老朽化に伴う劣化箇所を改修し、安全性の向上に努める。
- 公営住宅については長寿命化対策やライフサイクルコストの縮減を進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業などを推進する。

③学校の耐震化等

- 町立学校施設について
学校施設の老朽化に伴い長寿命化または建替等について計画的に取り組む。
- 幼稚園等私立の園舎等の耐震安全性について
幼稚園、保育所等の建築物で将来的に老朽化に伴い、長寿命化または建替等について計画的に取り組むよう周知していくとともに、必要に応じて補助制度等の適用可能性を紹介し、適切な維持管理運営を行うよう促していく。

④災害に強いまちづくりの構築

- 東日本大震災による被害や吉田川等の越水・溢水、氾濫による市街地や農地の浸水被害に対応して、河川管理者による河川改修・整備に並行して、市街地や農地の災害に強い対応能力を高めるため、遊水機能の確保や排水機能の向上など防災施設の整備を推進する。
- 山間部の土石流、急傾斜崩壊、地すべりなどの急傾斜崩壊危険区域や幹線町道沿い、人家に近い場所では、砂防対策など計画的に整備を推進する。

リスクシナリオ 1－2）町内全域にわたる大地震等による多数の死者・行方不明者の発生	
①総合防災情報システムの機能拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。
②地域住民等に対する通信手段の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、テレビ共同受信施設、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。 ○災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、レアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ホームページ、公式SNS、メール配信サービス及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。
③関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、他の地方公共団体等と相互に広域応援体制の整備充実を図る。 ○緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実を図る。 ○応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。 ○大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、町民を災害から守るための活動拠点として機能する地域防災拠点の整備を推進する。 ○地域防災拠点については、運営マニュアル整備のほか、防災資機材や、その保管のための倉庫を整備する。 ○協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。 ○複合災害時に備え、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。 ○様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて対応計画の見直しに努める。 ○発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。
④減災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。 ○避難に関する情報伝達体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、避難所や避難路の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。
⑤公園の長寿命化等	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に避難場所となる公園については、週1～2日の巡回点検や月1回の日常点検、年1回の劣化点検、2年に1回の規準点検を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設の長寿命化を図る。
⑥防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○防災ハザードマップの周知を図るとともに、地域ごとに洪水時のリスクに応じて、各種注意報・警報に応じた避難対策の浸透を図る。 ○水害、土砂災害警戒区域等のハザードマップを作成するとともに、関係住民など地域への注意喚起を図り、安全に避難できる避難場所や避難のタイミング等について、住民への周知を図る。
⑦震災の記録と伝承	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、記録誌・記録映像などの各種媒体により継続的に情報発信するとともに、震災からの復旧・復興を検証し、検証の成果と教訓を、町民全体の防災意識の向上に活用する。 ○吉田川の水害体験について、記録誌・記録映像などの各種媒体により継続的に情報発信するとともに、川の溢水、越水、氾濫がどのような条件でどのような場所で起こるかについて、住民が学ぶ

び、共有できる活動を推進するとともに、小・中学校で地域の防災教育を実施し、次世代への継承に努める。

リスクシナリオ 1－3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水

①地域防災力の向上

- 防災ハザードマップの周知を図るとともに、地域ごとに洪水時のリスクに応じて、各種注意報・警報に応じた避難対策の浸透を図る。
- 水害、土砂災害警戒区域等のハザードマップを作成するとともに、関係住民など地域への注意喚起を図り、安全に避難できる避難場所や避難のタイミング等について、住民への周知を図る。

②河川管理施設の整備等

- 町内の河川系統の中で、住宅地などが隣接して立地する河川では、河川管理者との調整を進め、整備区間を定めて、河川改修の促進を図る。
- 氾濫履歴や浸水履歴が過去にあった河川管理施設の効果的な修繕の実施と施設に求められる信頼性を確保するために長寿命化計画を策定するとともに、維持修繕を進める。

③下水道等の整備等

- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化やストックマネジメント対策等を推進し、管理施設の多重化等を検討する。
- 農業集落排水については、早期の公共下水道事業編入を行い、処理施設を廃止する。
- 外水による氾濫を防止するため、河川堤防等の増強が必要である。併せて内水による氾濫防止として、雨水施設における排水系統の検討及び水路の勾配修正や流下能力向上を図る対策が必要である。
- 豪雨等による水害リスクの軽減を目的とする下水道、河川等への雨水の流入抑制対策を行う。渇水対策や流出抑制対策の一環として、雨水利用・貯留計画の策定を検討する。

リスクシナリオ 1－4) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

①火山防災体制の整備等

- 国、県、関係機関、火山専門家等と連携し、噴火時等の警戒避難体制等についての協議会等に参加し、平時から相互に連携し、町の防災体制を整備するよう努める。
- 必要に応じて、平時から農林業経営施設の被害措置、河川の水質汚濁防止措置、道路等交通機能の修復措置等の対策の準備を検討する。

②火山二次災害の防止

- 国、県、関係機関、火山専門家等と連携し、噴火時等の警戒避難体制等についての協議会等に参加し、平時から相互に連携し、町の防災体制を整備するよう努める。
- 必要に応じて、平時から農林業経営施設の被害措置、河川の水質汚濁防止措置、道路等交通機能の修復措置等の対策の準備を検討する。

③土砂災害

- 土砂災害危険箇所の確認、周知について、地域住民の取り組みにより促進し、大雨等による影響について地域で備える体制づくりを推進する。
- 地域の山林の適正な管理と整備を促進し、治山対策を推進する。
- 長時間の降雨や地震に伴う崖崩れ等の被害が想定される建築物について、がけ地近接等危険住宅移転事業や住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、被害の軽減対策を講じる。
- 大規模な土砂災害が発生した場合、県・町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図るなど、二次災害の防止に努める。
- 指定された土砂災害警戒区域等については、避難場所等への周知を行うとともに、避難道路等の定期的な点検を行い、安全な避難が可能となるように努める。
- 土砂災害区域等に近接する要配慮者利用施設や公共施設等の重点箇所については、災害が予想される場合に速やかに避難できる体制づくりを推進する。

- 森林について、各種災害による防災対策や被災後の迅速な復旧・復興、適切な森林管理による土砂災害防止等に幅広く資するため、地積調査の促進を図る。

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

リスクシナリオ2－1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①災害時の物流対策

- 大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、最低限必要な食料を町内各地区での備蓄体制を整えるとともに、必要とされる食料（米穀、野菜、果実、乳製品等）について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。
- 応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会など関係業界や町内の大規模店舗等と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。
- 災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、平時から十分に調整する。
- 被災者に物資を迅速かつ確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。
- 支援物資等を取り扱う町内業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウスなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が迅速に確保できるように努める。
- スーパー、コンビニエンスストア、生活協同組合等の小売業に係る流通業者及び物流業者と連携し、緊急用物資の備蓄拠点の確保及び物流体制の構築を図る。

リスクシナリオ2－2) 自衛隊、警察、消防、医療機関等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

①災害対応体制整備

- 大規模地震災害時等に、災害対応本部自体が被災した場合や、災害対応の業務量と時間的制約等により、町だけでは、災害応急対策の実施が困難となる場合がある。そのため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力を得るため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。
- 消防においては、緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実を図る。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、町民を災害から守るために活動拠点として機能する広域防災拠点及び圏域防災拠点の整備を推進する。
- 被災していない地域の機関等との協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時において、大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 複合災害時に備え、現地への関係職員の派遣及び資機材の搬送等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
- 本町の地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

リスクシナリオ 2－3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

①帰宅困難者対策

- 交通事業者等と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。
- 道路等が土砂崩れや洪水等の災害により、通行不能となった場合に備えて、代替道路の確保について、あらかじめ検討を行うように努める。
- 企業等に災害発生の帰宅困難者対策として、物資・食糧等の備蓄等の対策を講ずるよう推進する。

リスクシナリオ 2－4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①保健医療

- 災害時に本町から重篤救急患者を搬送して救命医療を行う高度医療へつなぐため、傷病者等を町内から町外へ搬出する広域搬送を行う対応等の体制を構築するよう黒川消防及び黒川医師会に働きかける。
- 町内医療機関について、災害時の医療機関相互の情報網を整備するとともに、B C P（業務継続計画）・防災マニュアルの作成を推進するよう黒川医師会に働きかける。
- 災害時には医療救護活動と保健衛生活動を連動させるために塩釜保健所黒川支所（仙台保健福祉事務所黒川支所：富谷市ひより台）に設置される「地域災害医療連絡会議」と本町の実情に合った連携体制を効率的なシステムとして構築する。

リスクシナリオ 2－5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①衛生対策

- 災害時において、新型コロナウイルスなどの感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- 避難者の感染予防を促進するため、マスク、手指消毒用の石鹼や消毒液、手拭き用紙等を避難所備蓄するように準備を推進する。
- 避難所での感染予防に配慮するため、避難所の密な環境を避けるため室内テントなどの備品を整えるとともに、密にならないように、避難先の分散など、平時から収容の計画を検討する。
- 大型廃棄物の集約場所では、運び込まれた廃棄物等が雨ざらしとなって、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じる可能性があることから、防疫活動に万全を期すように取り組む。
- 災害時に黒川浄斎場の受け入れ能力を超える場合を想定して、近隣自治体などと連携した広域火葬を実施する体制の確保等を進める。

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ3－1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

①業務継続性の確保

- 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCP（業務継続計画）の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- 町及び防災関係機関の連携を平時より密にして、災害時における緊急情報連絡を確保する体制を構築する。
- 役場庁舎、警察施設、消防施設などの危機管理に対応すべき施設の活動が円滑に進めるために、無線通信ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図るとともに、有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多重ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 町の防災拠点では、商用電源の供給停止に備えて、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

リスクシナリオ4－1) 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大

①情報通信体制の整備

- 「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」を運用し、地震、風水害、土砂災害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、県、消防本部等で必要な情報を迅速に伝達する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、県、消防本部等が各種被害情報を「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」に直接入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。
- 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長を高め、伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システムの運用を行う。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、レアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ホームページ、公式SNS、メール配信サービス及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。
- 国庫補助事業の活用などを通じてブロードバンド環境の整備の充実を図り、非常時の連絡網の高度化を推進する。
- 町内山間部等の電波の不感地域については、緊急時の連絡に支障とならないように、携帯電話事業者に不感地域の解消を働きかけるとともに、県の協力のもと国庫補助事業を活用して、円滑に改善を図るように促進する。

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ5－1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下

①町内企業のBCP策定促進

- 町内企業等のBCP（業務継続計画）策定状況等を調査、把握するとともに、県で商工団体等と連携して策定した「みやぎ企業BCP策定ガイドライン」等を活用し、町内企業等のBCP（業務継続計画）策定に向けて支援に努める。

リスクシナリオ5－2) 工業団地・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①産業施設の防災対策

- 町内企業の施設において、発災した場合の被害を最小限に食い止めるため、自主保安体制の充実・強化について指導を行い、地震・風水害等の対策と防災教育の推進を図る。
- 各施設の被害を最小限に食い止めるため、大規模地震等の災害時に、個々の製造業の危険物等や施設の老朽化等の問題箇所について、消防当局等と連携した調査把握に努め、大規模自然災害による被害軽減のための諸施策を実施する。
- 複合災害時に備え、平時から防災関係機関相互の連携（要員、装備、資機材等に関する広域応援）を強化する。
- 製造業等の企業と、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、発生の可能性が高い複合災害を想定し、大栄会・栄和会等各団地組織と連携し、様々な事態に柔軟に対応出来る体制を整える。

リスクシナリオ5－3) 高速道路、幹線道路等基幹的交通ネットワークの機能停止

①交通基盤の維持等

- 大規模地震など広域的な災害時には、東北自動車道、国道4号、国道457号のほか主要県道などの町内の幹線道路網は、防災・減災機能を強化した物流基盤の確保や町内各方面との連絡機能として重要な役割を担うことから交通インフラの確保に努める。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等が必要となる箇所について調査を進め、緊急性が高い箇所から優先順位を設定して、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 町内各地区を結ぶなど重要な生活道路については、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。
- 災害が発生した場合における幹線道路の道路利用者に情報提供を円滑に行うため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進することや、緊急交通路等の重要道路に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備について、国県道等の道路管理者に要望する。
- 国、県道の道路管理者と協議会の設置等による相互連携のもと、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等についての計画の立案を進めるとともに、発災時に必要な人員、資機材等を確保するため、民間団体等との協定等の締結に努める。
- 町道等の迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を把握、道路管理者間で共有し、発災時に道路網として有効に活用する。
- 発災時に、隣接する市町村と連携して、遮断された通行止め道路を迂回するなどによる暫定的な広域的道路網の構築に向けて、事前に調整し、準備に努める。

リスクシナリオ5－4) 食料等の安定供給の停滞

①農林水産業基盤の保全

- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。
- 災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- ビニールハウス等の生産基盤施設については、台風等による暴風雨による被害対策として、事前の予防方策について、指導、支援に努める。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図り、耕作放棄地の拡大の軽減化を進める。
- 農村部の交流人口の増加に向けた取り組み及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

リスクシナリオ6－1) 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止

①エネルギー関連施設の耐震化等

- 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や県民生活への影響を軽減できるように、国、県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。
- 都市ガス施設等について、ポリエチレン管（PE管）等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。

リスクシナリオ6－2) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

①上下水道の耐震化等

- 強靭な水道施設を構築するため、送水施設及び基幹施設等の耐震化や、バックアップ施設の整備を推進する。
- 水道施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎える施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイ징（縮小化）を検討した上で、アセットマネジメント（資産管理）の手法を活用して、財源確保を図りながら、計画的な更新を行う。
- 水道施設について計画的な老朽化対策を検討し、国庫補助事業等を活用して、施設の耐震化対策や老朽管の入れ替えを推進する。
- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設及び浄化槽施設の耐震化対策やストックマネジメント対策を推進し、管理施設の多重化等を検討する。
- 農業集落排水施設については、早期の公共下水道事業編入を行い、処理施設を廃止する。
- 戸別合併処理浄化槽について、施設の耐震化及び被災時の早期復旧が可能となるよう所要の対策を講ずるとともに、機能診断や適時・適切な修繕などによる長寿命化を推進する。

リスクシナリオ 6－3) 地域交通ネットワークが分断する事態

①災害時交通機能の確保等

- 災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、既存の国道4号に並行する国道457号（都市計画道路北四大衛線）の整備促進を県に働きかける。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、落石等危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 町内各地区を結ぶ重要な生活道路について、幅員狭い区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する道路整備を推進する。

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

リスクシナリオ 7－1) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

①砂防・治山・河川管理

- 強い降雨時にはダムの管理者、河川の管理者及び下流の市街地や農地で溢水や越水による被害を受けることとなる町民の生活を守るため、関係者の情報連絡を密にする体制を構築し、情報共有による調整を進め、被害の最小限化に努める。
- これまでの洪水履歴や洪水から守るべき土地利用や資産状況、上下流の整備状況や町域の治水安全度のバランスを考慮しながら、河川改修区間の整備優先度について、河川管理者に要望する。
- 川沿いの土地利用に当たっては高台や小堤を設けることや、遊水機能を持たせるなど水害に強い土地利用や造成を検討する。
- 「宮城県河川流域情報システム（M I D O R I）」からの情報を確実に捉え、的確に住民等に伝え、洪水時の警戒・避難行動に活用する。
- 町民の生命が守られるよう減災、防災対策を進め、治水安全度の更なる向上を図るため、河川管理者等の県と連携して、河川やダム・遊水地などの整備、雨水の流出抑制対策を組み合わせた総合的な治水対策を講じる。
- 農地防災施設については、機能診断及び長寿命化計画を策定し、適時・適切な修繕又は更新により、長寿命化を図る。
- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。
- ため池下流に人家が多いなど決壊による影響が大きい防災重点ため池について、優先的に、耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性のある施設については、改修、耐震化等のハード対策を行う。
- ため池施設の管理者と調整の上、ハザードマップの作成に取り組み、近隣住民への周知を図り、防災安全性の向上を図る。
- その他のため池や排水機場、排水路等についても、災害対応力の強化に向けて、耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- 治山施設について、点検診断に基づいた治山施設個別施設計画を策定し、保全対象等に基づく緊急度を勘案し、計画的な補修及び機能強化を行う。

リスクシナリオ7－2) 有害物質の大規模拡散・流出

①有害物質対策

- 町では、県担当課及び保健所と連携の上、該当施設を把握する。
- 県（保健所）において、災害時に毒物・劇物が散乱しないように、平時から該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導すること、また、該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会の下に組織化するよう働きかけることを県に要請する。
- 災害時は、県など関係機関と連携の上、散乱した毒物・劇物の状況把握や回収及び二次災害に対する注意喚起を早急に行うよう、体制の整備を図るとともに、県毒劇物協会において災害対策用連絡網及び支援体制（中和剤、防毒器具）を確立できるように県への支援を要請する。

リスクシナリオ7－3) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

①農地・森林等の荒廃対策

- 農業水利施設について、施設管理者と連携しながら、定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策を通じて、リスク管理及びライフサイクルコストの低減を行いつつ、長寿命化を図る。
- 災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。
- ビニールハウス等の生産基盤施設については、台風等による暴風雨による被害対策として、事前の予防方策について、指導、支援に努める。
- 過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図り、耕作放棄地の拡大の軽減化を進める。
- 農村部の交流人口の増加に向けた取り組み及び農業集落排水施設や農道網の整備等、定住環境の向上を図る。

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

リスクシナリオ8－1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①災害廃棄物等への対応

- 大規模災害発生時に備え、平時から災害廃棄物の仮置き場の選定や分別方法をはじめとした適正な処理や再資源化・再使用のルートを確保するための取り組みを進める。
- 県の指導のもと、一般廃棄物処理基本計画や循環型社会形成推進地域計画、災害廃棄物処理基本計画等を策定し、併せて、広域行政事務組合など関係機関と協議・連携を図り、町の平時はもとより、災害時の廃棄物処理の方針について、あらかじめ計画する。
- 被災した建築物の解体にあたり、アスベスト等の有害物質の飛散に注意するよう、町民への周知を図る。また、併せて飛散に対応した方策について検討する。

リスクシナリオ8－2) 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①復旧・復興を担う人材の確保

- 大規模災害において重要な復旧・復興活動に向けて、人材の確保、仮設住宅設置に向けた用地の確保、資材の調達等についての計画を検討する。
- 平時から、非常時に資材や食料供給が可能な大規模店舗等の民間企業との協定を締結するなどの協力体制の構築に努める。
- ボランティアコーディネーターの養成及びボランティアの育成などを行うとともに、ボランティアの受け入れ拠点の形成や、全国からの救援物資の受け入れ体制の構築に努める。
- 大規模災害時の救援隊の待機場所や応急仮設住宅の用地など、災害時に必要となる公有地等の候補をあらかじめ候補地として位置づける。

リスクシナリオ8－3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①自助・共助の取組の推進

- 災害発生時に高齢者、障害者等の災害時要支援者を含め地域住民が適切かつ円滑に避難行動がとれるように、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような地域社会の構築を推進する。
- 地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを進めるとともに、地域住民等が地域防災の担い手となるための人材育成を推進する。
- 保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを進め、ボランティアやNPOの活動を促進する。
- 多文化共生社会形成の視点から外国人町民にもわかりやすい多言語化による防災情報の提供を推進する。

リスクシナリオ8－4) 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態

①住宅対策

- 大規模災害時に、県又は町が必要な応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備を速やかに進めるために、利用可能な公用地等を平時から候補地として位置づけを検討する。
- 応急仮設住宅の確保に向けて、県と（一社）プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」や地域防災計画に基づき、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備プログラムを検討する。

②被災者支援策

- 災害時の高齢者、障害者等の災害要支援者の支援に向けて、関係団体や福祉施設等とともに、防災対策マニュアルの作成に取り組む。
- 高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、災害時要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。
- 災害時に速やかに支援活動ができるように、災害時要支援者名簿の整備や個別計画の策定を支援する。
- 災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう関係団体とともにボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。
- 災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、平時から関係団体とともにボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。
- 福祉避難所として機能できるよう整備を行う必要がある。

別紙4 國土強靱化個別の事業

國土強靱化施策を計画的に推進していくため、以下の目標別関連事業を実施する。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

施 策	実施事業名	担当課	備 考
1) -① 住宅の 耐震化等	○住宅・建築物等耐震改修事業 (耐震診断)	総務課	大和町耐震改修促進計画
	○住宅・建築物等耐震改修事業 (耐震改修)	総務課	大和町耐震改修促進計画
	○危険ブロック塀等助成事業	総務課	宮城県地域住宅等整備計画
1) -② 多数の者が利 用する建築物 の耐震化等	○公共施設長寿命化計画に基づく改修 等事業	財政課	公共施設長寿命化計画
	○社会教育関連施設長寿命化計画に基 づく改修等事業	生涯学習課	原阿佐緒記念館、宮床宝蔵、 旧宮床伊達家住宅、民俗談話 室、総合体育館、体育センター、 武道館
	○まほろばホール施設改修事業	公民館	まほろばホール施設改修実施 計画
	○地域住宅計画に基づく事業 (公営住宅等ストック総合改善事業)	都市建設課	大和町公営住宅長寿命化計画
1) -③ 学校の 耐震化等	○吉岡小学校改築事業	教育総務課	大和町学校施設等長寿命化 計画
	○学校施設長寿命化改修等整備事業	教育総務課	大和町学校施設等長寿命化 計画
1) -④ 災害に強いま ちづくり事業	○防災拠点整備事業	総務課	
	○指定避難所等整備事業	総務課	
2) -① 総合防災情報 システムの 機能拡充	○防災無線施設整備事業	総務課	地域防災計画
2) -② 地域住民等に 対する通信手 段の整備		総務課 まちづくり 政策課	
2) -③ 関係機関との 連携		総務課	
2) -④ 減災対策の 推進	○避難路への徒歩移動時における安全 対策事業 (もみじヶ丘幹線4号線外1路線歩道 修繕事業)	総務課 都市建設課	
	○流域治水対策河川事業 (ハザードマップ作成事業)	総務課 都市建設課	水防計画
	○地域防災計画作成事業	総務課 都市建設課	地域防災計画

施 策	実施事業名	担当課	備 考
2) -⑤ 公園の 長寿命化等	○公園の長寿命化	都市建設課	公園の長寿命化計画
2) -⑥ 防災教育の 推進		教育総務課	
2) -⑦ 震災の記録と 伝承		総務課	
3) -① 地域防災力の 向上	○流域治水対策河川事業 (ハザードマップ作成事業)	総務課	
	○地域防災計画作成事業	総務課	
3) -② 河川管理施設 の整備等	○河川整備事業 (浚渫事業)	都市建設課	
3) -③ 下水道等の整 備等	○防災・安全交付金事業 (下水道事業)	上下水道課	
	○社会資本整備総合交付金事業 (下水道事業)	上下水道課	
4) -① 火山防災体制 の整備等		総務課	
4) -② 火山二次災害 の防止		総務課	
4) -③ 土砂災害		総務課	

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

施 策	実施事業名	担当課	備 考
1) -① 災害時の物流 対策		総務課	
		総務課	
		総務課	
2) -① 災害対応体制 整備	○消防施設整備事業	総務課	
	○防災施設整備事業	総務課	
3) -① 帰宅困難者 対策		総務課 まちづくり 政策課	
4) -① 保健医療		健康支援課	
		健康支援課	
5) -① 衛生対策		総務課	
		総務課	

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

施 策	実施事業名	担当課	備 考
1) -① 業務継続性の確保		総務課	

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

施 策	実施事業名	担当課	備 考
1) -① 情報通信体制の整備		総務課	

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

施 策	実施事業名	担当課	備 考
1) -① 町内企業のB C P策定促進		商工観光課	
2) -① 産業施設の防災対策		総務課 商工観光課	
3) -① 交通基盤の維持等	<ul style="list-style-type: none"> ○橋梁点検事業 ○道路メンテナンス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・悟渓寺橋修繕事業 ・竪垣橋修繕事業 ・鎌房橋修繕事業 ・魚板橋修繕事業外 1 ・町道中坪渋井線改築事業 ・町道吉岡吉田線改築事業 ・町道中町下町線改築事業 ・町道小鶴沢線修繕事業 ・町道舞野下草線視距改良事業 ・町道もみじヶ丘幹線 2号線事後保全事業 	総務課 都市建設課	大和町橋梁長寿命化修繕計画 宮城県における地域間アクセスの強化・円滑化・安心安全性を向上化する社会資本整備(社会資本整備総合交付金) 宮城県の発展と活力に満ちた飛躍を支える社会資本整備(防災・安全)
4) -① 農林水産業基盤の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○土地改良施設維持管理適正化事業 ○土地改良施設機能診断事業 ○鳥獣被害防止総合支援事業 ○中山間地域等直接支払交付金事業 ○多面的機能支払交付金事業 ○農地・農業用施設災害復旧事業 ○豊かなふる里保全整備事業 ○農業基盤整備促進事業 	農林振興課	

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

施 策	実施事業名	担当課	備 考
1) -① エネルギー 関連施設の 耐震化等		総務課	
2) -① 上下水道の 耐震化等	○防災・安全交付金事業（下水道事業）	上下水道課	国土交通省
	○社会資本整備総合交付金事業 (下水道事業)		国土交通省
	○水道水源開発等施設整備費国庫補助 事業		厚生労働省
	○生活基盤施設耐震化等交付金事業		厚生労働省
	○循環型社会形成推進交付金事業		環境省
3) -① 災害時交通 機能の確保等	○橋梁点検事業	総務課 都市建設課	橋梁点検
	○道路メンテナンス事業 ・悟渓寺橋修繕事業 ・簀垣橋修繕事業 ・鎌房橋修繕事業 ・魚板橋修繕事業外 1		大和町橋梁長寿命化修繕計 画
	・町道中坪渋井線改築事業 ・町道吉岡吉田線改築事業 ・町道中町下町線改築事業		宮城県における地域間アセ スの強化・円滑化・安心安 全性を向上化する社会資本整備 (社会資本整備総合交付金)
	・町道小鶴沢線修繕事業 ・町道舞野下草線視距改良事業 ・町道もみじヶ丘幹線 2 号線事後保全 事業 ・町道もみじヶ丘幹線 4 号線外歩道修 繕		宮城県の発展と活力に満ちた 飛躍を支える社会資本整備 (防災・安全)

7 制御不能な二次災害を発生させない

施 策	実施事業名	担当課	備 考
1) -① 砂防・治山・ 河川管理	○農村地域防災減災事業	総務課 都市建設課	
	○ため池整備事業		
	○土地改良施設機能診断事業		
2) -① 有害物質対策		町民生活課	
3) -① 農地・森林等の 荒廃対策	○土地改良施設維持管理適正化事業	農林振興課	
	○土地改良施設機能診断事業		
	○鳥獣被害防止総合支援事業		
	○中山間地域等直接支払交付金事業		
	○多面的機能支払交付金事業		
	○農地・農業用施設災害復旧事業		
	○豊かなふる里保全整備事業		
	○農業基盤整備促進事業		

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

施 策	実施事業名	担当課	備 考
1) -① 災害廃棄物等 への対応	○災害廃棄物処理事業	町民生活課	災害廃棄物処理基本計画
2) -① 復旧・復興を 担う人材の 確保		総務課	
3) -① 自助・共助の 取組の推進		まちづくり 政策課	
4) -① 住宅対策		都市建設課	
4) -② 被災者支援策	○保健福祉施設長寿命化計画策定	福祉課	
	○地域包括支援センター委託事業	福祉課	
	○障害者(児)福祉地域生活支援事業	健康支援課	
	○保健衛生母子保健事業	健康支援課	
	○保健衛生精神保健・自死対策事業	健康支援課	

